

京都市告示第67号

京都市障害者スポーツセンター条例第11条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市障害者スポーツセンターの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等	
財団法人京都市障害者スポーツ協会	京都市左京区 高野玉岡町5 番地	1	条例第5条に規定する利用の許可に関すること。
		2	障害者スポーツセンターの設置目的に従った利用に供すること。
		3	障害者スポーツセンターの施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。
		4	前各号に掲げるもののほか、障害者スポーツセンターの管理に関し、市長が必要と認める事項

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)